みやぎ新農業人確保スタートアップ応援事業実施要領

（目的）
第１　人口減少や少子高齢化の急速な進行により農業分野においても担い手不足が課題となっている中、農業を維持・発展させていくためには、地域をあげて担い手の確保・育成に取り組むことが重要となっている。
　このため、市町村等が地域の関係者等と連携して実施する新規就農者の確保・育成に資する取組を推進することにより、確実な地域農業の担い手確保に向けた礎とすることを目的とする。

（事業内容及び要件）
第２　本事業の内容、事業実施主体、採択要件等は、別表のとおりとする。

（申請）
第３　本事業の実施を希望する事業実施主体は､様式第１号により事業実施計画を作成し、知事に申請するものとする。
２　前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（審査会の設置）
第４　知事は、この要領に基づき提出された事業実施計画の審査にあたり、関係各課長等からなるみやぎ新農業人確保スタートアップ応援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置に関しては別に定めるものとする。

（審査）
第５　知事は、第３の申請を受理したときは、速やかに内容を調査し、その事業実施計画の審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。
２　前項の規定による審査は、第２に掲げる要件について審査するものとする。

（承認）
第６　知事は、第３により申請を行った事業実施主体に対し、第５第２項の規定による審査結果に基づき、事業の遂行が確実であると見込まれる場合には、事業実施主体に承認を通知し、承認しないときはその旨を通知するものとする。

（事業の着手）
第７　事業の着手は､原則として､当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体はあらかじめ、知事の指示を受けるとともに、その理由を明記した交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を要領様式第２号により知事に提出するものとする。
　この場合、事業実施主体は、当該補助金交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

（事業の指導推進）

第８　県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、県庁関係課、各地方振興事務所、各地方振興事務所地域事務所及び各農業改良普及センター等関係地方機関との緊密な連携の下に、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

（事業計画の変更等）

第９　事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画の内容に別表１に掲げる重要な変更を生じた場合は、様式第３号により知事の承認を受けるものとする。

２　事業実施主体は、事業計画を中止又は廃止する場合においては、様式第４号により知事の承認を受けるものとする。

３　知事は、第６の規定により承認を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときには、その認定を取り消すことができる。

（事業遂行状況、実施状況の調査）

第１０　知事は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して事業遂行状況や実施状況を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

（書類の提出経由）

第１１　この要領により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所長または地方振興事務所地域事務所長（以下「所長」という。）を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。

２　事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

（成果の公表）

第１２　知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要と認める時は事業実施主体に成果を発表させることができるものとする。

（その他）

第１３　この要領に定めるほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附　則

１　この要領は、令和６年５月２０日から施行し、令和６年度予算に係る補助金に適用する。

２　この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附　則

１　この要領は、令和７年５月２２日から施行する。

２　この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附　則

この要領は、令和８年５月１日から施行する。

別表（要領第２関係）

事業内容	事業実施主体	補助率	採択要件	重要な変更
地域において、新規就農者の確保・育成を推進するための取組内容とする。 １　新規就農者の確保・育成に向けた体制整備 ・研修会等の開催 ・新規就農者受入体制の整備等 ２　新規就農者募集イベント等への参加又は開催 ・新規就農セミナー等への参加 ・就農相談会等の開催 ３　その他、県が認める事業	下記１から５のいずれかに該当するもの。 １　県内市町村 ２　県内農業協同組合 ３　県内市町村が新規就農者確保に関する業務を委託している団体（農業公社等） ４　県内農業法人 ５　県内生産者組織等	補助対象経費の１／２以内（補助上限 500 千円）、１事業主体当たり補助金 10 千円以上を対象とする。 （事業内容の１～３を併用可だが、併用した場合でも補助上限は 500 千円とする。）	下記の１から３のすべてに該当するもの。 １　新規就農者の確保・育成に向け、関係者等と連携した取組であること。 ２　事業実施後も継続して新規就農者の確保・育成に努めること。 ３　事業を完遂する見込みがあること。	１　事業費の 30%を超える増減 ２　事業内容の大幅な変更 ３　事業の中止及び廃止 ４　事業の完了年月日の延期 ５　その他事業実施計画全体に著しく影響を及ぼす変更